

## 令和5年度第1回守山市地域包括支援センター運営協議会の報告について

1 開催日時、場所 令和5年5月10日（水）午後6時から午後7時まで  
守山市福祉保健センター3階講習室

2 出席委員数 9人／10人

### 3 議事内容

#### (1) 守山市地域包括支援センター運営協議会の年間スケジュールについて （資料1）

令和5年度の協議会スケジュールについて報告しました。

#### (2) 令和4年度守山市地域包括支援センターの実績について （資料2）

令和4年度に行った事業の実績について報告しました。

（質問）

権利擁護業務について、中部の相談件数については、前年度から大幅に減少しているのは、何か理由があるか。

（回答）

成年後見制度につなぐ相談は少なかった印象があり、また、制度利用が必要だと思って、もだまに繋いだケースが、本人拒否などで上手く繋がらなかったことが多かったと思う。

（意見）

介護予防事業について、コロナ禍で開催が少なかったと思うが、これから平常に戻っていくと思うので、力を入れてやっていてもらいたい。

（質問）

認知症総合支援事業について、事業の効果をどのように図っていくのか。認知症予防がどれだけ効果があるのか、しっかり見ていく必要がある。今やっていること、これからつながること、効果をどのような尺度でみていくのか。

（回答）

認知症の症状が軽度から重度、家族や地域の支援体制など、いくつか評価すべきところがあると思う。全体の効果を図るのは難しいが、対象者の自立支援に繋がったかとか、本人が自分の意思を表示して自分らしい生活を送っているかなどが重要と思っている。そのために、認知症の症状に応じた必要な医療や介護サービスを提供できるように支援をすることと、個人への支援や地域づくりが大事だと感じながら業務を推進している。

#### (3) 地域包括支援センター機能強化方針（最終案）について （資料3-1）

令和4年度第3回守山市地域包括支援センター運営協議会で示した「地域包括支援センター機能強化方針（案）」から一部修正・追加部分について説明しました。

（質問）

圏域包括の運営についてどのように監査、不定期の検査をしているのか。

(回答)

監査という表現をしているが、各圏域包括支援センターを運営いただいている委託業者が適切に運営いただいているか、毎年度末に基幹職員がセンターで実施の検査をしている。不定期の検査は、適切に運営いただいているため、不定期の監査の実績は今まではない。

(質問)

地域包括支援センターの運営で、アウトリーチ機能の強化とあるが、具体的にはどのようなことを考えているか。

(回答)

現在も自治会の要望に応じて健康教育や出前講座等に行っているが、待ちの姿勢ではなく、積極的に自治会や地域に入って、直接的に触れ合う機会を設けて、何かあった場合には早めに相談していただけるように包括の周知啓発に努めている。アウトリーチについては、自治会長や民生委員等への次期委託のアンケートでもっと地域に出向いてほしいという意見をいただいていたので、次期委託ではそこを強化していきたいと考えている。

(意見)

委託方法は令和6年度から令和10年度までの随意契約とある。この3年間コロナ禍で、非日常の対応をしてくださっていたが、契約金額は変わらないというのは前回の会議でもあったが、今後どのようなことがあるかわからない4年間、この仕様書どおりいくのは、疑問がある。

(回答)

契約の基本は一般競争入札であるが、アンケートや本協議会、現受託法人の管理者、議会等とも協議を行い、一般競争入札には馴染まない、安定的に業務を行ってほしいという声をいただいたので、1社随契で進めたい。ただ、現法人に迷惑をかわらないよう、庁内の契約審査会や然るべき手続きを取って契約を進めいきたい。

(質問)

圏域包括における認知症対策のため、認知症地域支援推進員枠の職員が増員となるが、基幹包括の職員はサポートに入ってくれるのか。

(回答)

市に配置している認知症地域支援推進員が、圏域に配置していただく推進員のサポートと広域的な部分を担当していく。

**(4) 地域包括支援センター次期委託の仕様（案）について** (資料3-2、添付資料)

仕様書（案）概要を説明しました。

(質問)

運営にあたっての留意事項について法令規則等の遵守については、どのような内容を含んでいるのか。

(回答)

法令規則等の遵守については、介護保険法に基づき地域包括支援センターが行うべき業務が正しくできているかということを表現している。

(質問)

認知症地域支援推進員を一人配置するという事になっているが、配置の猶予期間はどのくらいか。

(回答)

認知症地域支援推進員の養成研修が年1回、7月～8月に2日間行われるため、この機会を逃すと養成の機会がない。法人の中で、養成研修を受けておられる方が認知症地域支援推進員の業務にあたっていただくか、簡単な業務の変更等で対応していただける場合もあるかと思うのと、その機会をとらえて早めに受講していただくこともあるかと思う。事情がある場合は、相談していただきたいというものであり、委託の内容にかかわるようなものではない。

(意見)

認知症地域支援推進員の増員について、どのように活用していくのか。地域包括の業務内容が多岐にわたり、これから益々相談等も増え、身近な地域で気軽に相談できるような体制が重要である。認知症地域支援推進員の成果・評価がしづらいところが悩ましい。もう少し、充実・強化するのであれば、具体的な仕様を掘り下げて考えても良いと思う。

(回答)

認知症の本人と家族が地域で安心して暮らせる個人での評価と、施策全体での評価があると考えている。認知症地域支援推進員は国が定めたカリキュラムの研修を受け、主な業務が決まっている。本市では、認知症カフェの地域づくりやケース支援、困難事例のサポートをしっかりしていく必要があると考えている。また、認知症予防として、生活習慣病の予防が課題と考えているため、方向性をもって対応したい。

(質問)

債務負担行為の6月議会までのあと2か月間で、次期委託仕様(案)を決めていかないといけない等の状況を確認したい。

(回答)

昨年、圏域所長や職員、法人の管理者と相談をし、業務仕様書(案)について意見をいただき反映した内容になっている。次期委託の方向性については、令和5年3月議会で了解を得ている。令和5年6月に債務負担行為、令和5年7月には契約をし、職員の確保をしていただきたい。

(意見)

多岐にわたる課題については、全市を挙げてという形で対策なり方向性を示してい

かないと解決しない問題もあると思う。介護保険法だけでは捉えきれない課題がある場合もよくある話だと思う。重層的支援というのか、包括的支援というのか言い方は別として、捉えきれない課題についても市全体でフォローできるような体制を組んで、後方支援をしっかりとっていただきたい。

(回答)

訪問した際に、高齢者以外の方が何か課題を持っておられることは沢山あるので、適切に担当課と連携を図りながら課題解決に取り組んでいきたい。高齢者のごみや水道、税金等庁内でも連携をしっかりとって支援をしていきたい。

(意見)

認知症に対する支援としては、地域ケア個別会議という個別事例の検討から地域課題を出して施策化していく会議がある。効果があったかどうかは、家族や地域の方が認知症の方が出たときに、そんなに大変な思いをせず支えられる仕組みが最終の効果であるが、そこまではいっていない。ケアパスを作成しているので、それを住民に配布しながら、自分たちが直面している時期の人には舵がいくが、軽度の人も精神的トラブルを抱えて大変であり、全体をカバーできるような仕組みにしていけば良い。

SOSの事前登録をすると保険に入ってもらえたりするので、市がそのような仕組みを作ってくれているというのはすごく家族から感謝されているので、そういうフィードバックを集めていけば効果の判定ができる。個別のケースを大事にいただき、個別ケア会議やチームオレンジがどうなっていくのか、全圏域に広がっていくことが目標になる。